

憲法改正国民投票法案について政争の具とせず十分な審議を求める会長声明

与党および民主党の双方から上程された憲法改正に関する国民投票法案が、現通常国会で審議されているところ、安倍総理は今国会中の成立を目指すとしている。しかしながら、両法案ともに重大な問題があると指摘せざるを得ない。

そもそも憲法は、国の基本原則を定めるのみならず、国家の権力を制限し国民の人権を保障することを目的として制定されたものである。したがって、その改正は、国の基本原則と国民の人権保障の変更につながらざるを得ない。しかし、本来、憲法改正とそのための手続法である国民投票法案は別異に論じられるべきものである。そして、投票法案は憲法改正案に関する賛否両説の双方にとって公正・公平な手続法でなければならない。こうした観点からすると、与党案および民主党案(その各修正案を含む)には、次のとおり重大な問題があるといわざるを得ない。

1. 与党案および民主党案は、ともに国民投票の最低投票率に関する規定を置いていない。これでは、少数の賛成で憲法改正が可能となり、国民全体の意思が十分に反映されない虞がある。しかも、与党案では、無効票を除くとしており、最も少ない賛成票で憲法改正が実現できる方法を採用しており、この点も問題である。
2. テレビ・ラジオ等のマスコミによるCM広告には巨額の費用が必要であり、その利用は資金力によって大きく左右されてしまう。しかし、両法案は、公費を使用して行われる広報活動の利用を政党等の一部に限定している。そのため、資金力のある者のCM広告が多数を占め、自由で公正な国民の意思形成が妨げられるおそれがある。この資金力による情報提供の偏りを生じさせないための一定の公的ルールを設けるべきである。また、国民への情報提供を担当する広報協議会は、国会での各会派の議席数に応じて構成するとされており、憲法改正案に関する賛否両説を公平に取り扱うこととなるのか疑問がある。
3. 両案では、国会の発議後国民投票までの期間を60日以降180日以内としているが、国民間の十分な情報提供と活発な議論や熟慮を保障するに足る期間か否か疑問が残る。
4. 両案ともに、一括投票の余地を残している。しかし、改正案の各条項ごとに国民の意思を表明する方が公正・公平である。
5. 両案とも、公務員と教育関係者全般について、罰則がないものの、「特に国民投票運動を効果的に行いような影響力」を利用した国民投票運動を禁止しているが、この点も、国民投票運動に対する重大な制約であり、表現活動に対する萎縮効果が大きい。

以上のとおり、現在の与党案および民主党案ともに、国民の意見を問う重要な点で看過しがたい問題があるので、当会は、憲法改正国民投票法案については、国会における与野党間の政争の具とせず、論議を十分尽くすよう慎重な審議を求める次第である。

2007年(平成19年)3月27日

大阪弁護士会
会長 小寺 一 矢